



それでは、ただいま上程されました諸議案について、御説明いたします。

議案第 99 号は、令和 3 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、11 月 19 日に閣議決定された国の経済対策において、子育て世帯への臨時特別給付金を支給することが示され、一部の対象者には年内支給が求められるなど、市においても速やかな対応が必要となることから、所要の経費を計上するものであります。また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、同経済対策において、現行の申請期間の延長と支給対象者拡大の方針が示されたことに伴い、これに対応するための追加経費を計上するものであります。これらは追加議案とはなりますが、早急な予算措置が必要な案件の補正であり、歳入歳出それぞれ 5 億 3,286 万 2,000 円を追加し、予算総額を 316 億 3,219 万円とするものであります。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、国庫支出金 5 億 3,286 万 2,000 円を増額し、次に歳出については、民生費 5 億 3,286 万 2,000 円を増額しております。

議案第 100 号は、山陽小野田市職員給与条例の一部改正であります。

通常、人事院勧告に伴う給与改定については、国の給与法の改正に準じて市職員の給与関係条例を改正しておりますが、今年は、国会が 12 月に開会されることとなり、12 月の期末手当を引き下げる法改正が間に合わず、国においては、来年 6 月のボーナスで調整するとしたことから、その対応について検討した結果、人事院勧告については、従来当該年度に対応していたこと、山口県や県内他市においても本年 12 月に引き下げる予定としていることから、本市についても職員給与の改定を実施することとし、関係団体とも協議が整いましたので、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、期末・勤勉手当について、令和 2 年 8 月から令和 3 年 7 月までの直近 1 年間の支給実績で、民間が公務を下回ったことから、期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間 4.45 月から 0.15 月分引き下げ、年間 4.3 月の支給とするもので、令和 3 年 12 月分から適用することとしております。なお、民間の支給

状況等を踏まえ、0.15月分の引下げは、期末手当に配分することとし、令和4年6月期以降の支給割合については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月としております。

また、再任用職員についても期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間2.35月から0.1月分引き下げ、年間2.25月の支給とするもので、令和3年12月分から適用することとしております。なお、職員と同様0.1月分の引下げは、期末手当に配分することとし、令和4年6月期以降の支給割合については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月としております。

議案第101号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正であります。

今回の改正は、令和3年度の人事院勧告に準じた職員給与の改定と同様に、市長等について所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間4.45月から0.15月分引き下げ、年間4.3月の支給とするもので、令和3年12月分から適用することとしております。

議案第102号は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正であります。

通常、市議会議員の期末手当については、職員給与の改定時に合わせて、国会議員の期末手当に準じて条例を改正しております。今年も、国家公務員と同様に、国会議員の期末手当についても法改正が間に合わないこととなりますが、市職員については、12月から期末手当を引き下げることから、市議会議員についても同様に所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間3.35月から0.1月分引き下げ、年間3.25月の支給とするもので、令和3年12月分から適用することとしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。